

国住指第 4367 号
令和 8 年 3 月 3 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長

木材の基準強度 F_c 、 F_t 、 F_b 及び F_s を定める件及び特殊な許容応力度
及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格の一部を改正する告示（令和 7 年農林水産省告示第 1622 号。以下、「JAS 改正告示」という。）により、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和 49 年農林省告示第 600 号。以下、「2×4 規格告示」という。）が改正され、令和 7 年 10 月 31 日に公布、令和 8 年 5 月 29 日に施行されることとなった。これに伴い、2×4 規格告示の樹種群、区分（目視等による区分又は MSR による区分）及び等級に応じて基準強度を定める木材の基準強度 F_c 、 F_t 、 F_b 及び F_s を定める件（平成 12 年建設省告示第 1452 号。以下、「基準強度告示」という。）及び特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成 13 年国土交通省告示第 1024 号。以下、「特殊強度告示」という。）を改正する木材の基準強度 F_c 、 F_t 、 F_b 及び F_s を定める件及び特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示（令和 8 年国土交通省告示第 336 号。以下、「改正告示」という。）を令和 8 年 3 月 3 日に公布し、令和 8 年 5 月 29 日に施行することとなった。

については、改正に係る細目について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、その運用に遺漏なきようお願いするとともに、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方願いする。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

1. 改正告示の細目について

(1) 樹種群「JS A」及び「JS T」の新設等について

今回の JAS 改正告示により、2×4 規格告示に新たな樹種群として「JS A」及び「JS T」が新設された。これにより従前は樹種群「D Fir-L」に分類されていたアカマツは「JS A」に分類され、「S-P-F 又は Spruce-Pine-Fir」に分類されてい

たトドマツは「JS T」に分類されることとなった。

この改正を受けて、基準強度告示第三号の表一に樹種群「JS A」及び「JS T」を新設し、それぞれの基準強度を以下のとおりとした。

樹種群	改正後 (単位 N/mm ²)						(参考) 改正前 (単位 N/mm ²)						
	区分	等級	Fc	Ft	Fb	Fs	区分	等級	Fc	Ft	Fb	Fs	
D Fir-L	甲種	特級	25.8	24.0	36.0	2.4	甲種	特級	25.8	24.0	36.0	2.4	
		一級	22.2	16.2	24.6			一級	22.2	16.2	24.6		
		二級	19.2	15.0	21.6			二級	19.2	15.0	21.6		
		三級	11.4	8.4	12.6			三級	11.4	8.4	12.6		
	乙種	コンストラクション	21.6	11.4	16.2		乙種	コンストラクション	21.6	11.4	16.2		
		スタンダード	17.4	6.6	9.6			スタンダード	17.4	6.6	9.6		
		ユーティリティ	11.4	3.0	4.2			ユーティリティ	11.4	3.0	4.2		
		たて枠用たて継ぎ材	17.4	6.6	9.6			たて枠用たて継ぎ材	17.4	6.6	9.6		
	JS A	区分	等級	Fc	Ft	Fb	Fs	(新設)					
		甲種	特級	23.8	11.6	22.2	2.4						
一級			20.8	7.5	16.0								
二級			19.2	6.2	15.4								
三級			11.1	3.6	8.9								
乙種		コンストラクション	20.3	4.6	11.6								
		スタンダード	17.0	2.6	6.5								
		ユーティリティ	11.1	1.2	3.1								
		たて枠用たて継ぎ材	17.0	2.6	6.5								

樹種群	改正後 (単位 N/mm ²)						(参考) 改正前 (単位 N/mm ²)						
	区分	等級	Fc	Ft	Fb	Fs	区分	等級	Fc	Ft	Fb	Fs	
S-P-F 又は Spruce- Pine-Fir	甲種	特級	20.4	16.8	30.0	1.8	甲種	特級	20.4	16.8	30.0	1.8	
		一級	18.0	12.0	22.2			一級	18.0	12.0	22.2		
		二級	17.4	11.4	21.6			二級	17.4	11.4	21.6		
		三級	10.2	6.6	12.6			三級	10.2	6.6	12.6		
	乙種	コンストラクション	18.6	8.4	16.2		乙種	コンストラクション	18.6	8.4	16.2		
		スタンダード	15.6	4.8	9.0			スタンダード	15.6	4.8	9.0		
		ユーティリティ	10.2	2.4	4.2			ユーティリティ	10.2	2.4	4.2		
		たて枠用たて継ぎ材	15.6	4.8	9.0			たて枠用たて継ぎ材	15.6	4.8	9.0		
	JS T	区分	等級	Fc	Ft	Fb	Fs	(新設)					
		甲種	特級	18.2	18.0	24.0	1.8						
一級			16.7	13.1	17.6								
二級			16.6	12.9	17.3								
三級			9.6	7.5	10.0								

乙種	コンストラクション	17.0	9.7	13.1		
	スタンダード	14.7	5.4	7.3		
	ユーティリティ	9.6	2.6	3.5		
	たて枠用たて継ぎ材	14.7	5.4	7.3		

(2) MSR等級の改正について

2×4規格告示におけるMSR等級は、曲げ強度(Fb)と曲げヤング係数(E)の組み合わせによる等級であったが、今回のJAS改正告示により、MSR等級が削除され、Fb等級とE等級が新設された。

この改正を受けて、MSR等級のFbの値ごとに基準強度を規定していた基準強度告示第四号の表について、Fb等級に応じて基準強度を規定することとした。

(3) むり込み強度の改正について

2×4規格告示に樹種群「JS A」及び「JS T」が新設されたことに伴い、特殊強度告示第3第一号口の表二に樹種群「JS A」及び「JS T」を新設し、それぞれの基準強度を以下のとおりとした。

樹種群	改正後 (単位 N/mm ²)	(参考) 改正前 (単位 N/mm ²)
D Fir-L	9.0	9.0
JS A	9.0	(新設)

樹種群	改正後 (単位 N/mm ²)	(参考) 改正前 (単位 N/mm ²)
S-P-F 又は Spruce-Pine-Fir	6.0	6.0
JS T	6.0	(新設)

2. 基準の適用について

当該基準について、施行日(令和8年5月29日)以降に着工する建築物が改正告示の適用の対象となる。